

平成27年度 長尾小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための基本的な考え方

本校では「いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員がいじめの未然防止に積極的に取り組む姿勢をもち、全ての児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感・自尊感情を育む教育活動の推進

全教職員が共通理解の元で、「児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる言動をとれる雰囲気づくり」に全校で取り組む。また、児童理解を深め、児童との間に共感的な人間関係を築き、一人一人のよさを認め励ましながら自己決定できるよう支援し、学級や学校全体での活動や役割を果たせるようにさせる。さらに、授業においては、分かる授業を進めるための教材研究を深め、基礎学力の定着を図ることで、児童一人一人に学習に対する達成感や成就感を持たせるようにする。また、道徳や学級活動で「命の大切さ」「いじめは許されない」ことを学ばせると共に、ソーシャルスキルトレーニング等でモデルを示したり、日々の生活を受けて、改めてお互いのことを見つめ直す機会を意図的に取り入れたりすることで、人との関わり方を身につけさせるようにする。さらに、学校行事や学年行事、生活科、総合的な学習の時間等において、体験活動を積極的に取り入れ、人とつながる喜びを味わわせながらコミュニケーション力を育成する。これらのことを通して、児童一人一人の自己肯定感・自己有用感・自尊感情を育む。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り

① 「教職員によるいじめを許さない宣言」

新年度や新学期のはじめに、あいさつの中で「いじめは絶対に許さない」という強い意志を言葉で児童に伝える。また、朝礼や学年行事などの機会を捉えて意識を継続させる。

② 「いじめ防止のための児童集会」

児童会役員の児童を中心に児童集会を開き、劇や呼びかけ等の分かりやすい方法で、全校児童へ、いじめはいけないこと、まわりの友達が声をかけてやること、いじめにあったら必ず親や先生に伝えることを啓発する。

③ 人権週間（12月第1週）

校長の人権講話を中心とした「人権朝礼」をはじめ、全校児童による「人権標語づくり」、友達への感謝をカードに書いて投函し、担当が内容を確認して掲示することで互いに気持を伝え合う「ありがとうの木」、児童のなやみ事を調べる「いじめアンケート」、豊かな心を育む「演劇鑑賞」、発達段階に合わせた「人権ビデオ視聴」「道徳授業」等、人権について集中して学ばせる。

④ 人権ポスター

人権について考え、自分の思いを表現するために、1学期の図工の時間に6年生全員で取り組ませ、作品は校内に掲示する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見

- ① 全ての教職員が「いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうる」という認識のもとに、児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化を見逃さない。
- ② 心配な児童に対しては、学年やブロック、教科担当教諭等に話して情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

- ③ 明らかに様子がおかしい児童に対しては積極的に働きかけ、児童に安心感を持たせた上で問題の有無を確かめ、解決すべき問題があれば、早期に解決する。
- ④ 生徒指導の立場より、学校生活に関するアンケートである「楽しい学校にするために」を毎月行い、児童の悩みや周囲の人間関係を把握し、問題があれば迅速に対応する。
- ⑤ 人権教育の立場より、6月に「なやみしらべ」を、12月に「いじめアンケート」を行い、自分はいじめの対象になっていないか、また、自分は友達をいじめていないかを確認させ、自分の言動を振り返らせる。また、児童が困っていることに対しては事実確認をして、問題があれば迅速に対応する。
- ⑥ 保護者からの相談や地域からの情報提供に対しても丁寧に対応し、事実確認をして早期に解決する。

(2) いじめの早期解決

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学年をはじめ校長以下関係職員が対応を協議し、必要に応じてその内容を全職員に周知し協力体制を呼びかけると共に、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいるということは、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 状況によってはスクールカウンセラー、児童相談所担当職員、児童精神科医等と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行う。また、加害児童に対しても必要な指導を継続して行う。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① いじめ問題が起きたときには必ず家庭に連絡し、いつも以上に連携を密にし、学校側の取り組みについての情報を伝え、家庭での様子や友達関係について情報を集めて、指導に活かすようにする。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができない状況があれば、いじめ問題の相談窓口の利用も紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導委員会

校長・教頭・教務・養護教諭・低、中、高学年ブロック担当教諭（生徒指導担当含む）で構成する。職員会議での児童の情報交換とは別に、「楽しい学校にするために」のアンケート結果やその指導方法、学校生活全般にわたっての問題点、職員で共通理解しておくこと等を中心に話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

構成メンバーは生徒指導委員会と同様であるが、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学期に一回程度実施し、状況に応じて当該学級担任、当該学年主任を加える。

③ 拡大いじめ防止対策委員会

重大ないじめの事実があった場合に対応するために、スクールカウンセラー、児童相談所担当職員、小児精神科医を加えた拡大いじめ防止対策委員会を組織する。

(2) 家庭や地域、関係機関との連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとると共に、教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときには、緊急生徒指導委員会を開催する。また、必要に応じて家庭や地域との連絡を密にして、協力して問題を解決に向けて取り組む。